岸 環 環 第 439 号
令和 7 年 12 月 9 日

大阪府知事　　吉 村　洋 文　殿

岸和田市長　　佐 野　英 利

(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等 整備・運営事業に係る
環境影響評価方法書について（回答）

令和 7 年 9 月 18 日付け環保第 1634 号により照会のありました標記事業に係る環境影響評価方法書について、下記のとおり意見を回答します。

記

1　地域住民の理解
当該施設は公共インフラとしての役割も担うことから、施設建設に当たっては地域住民の理解と同意が非常に重要である。事業者は環境影響評価においてより丁寧に説明責任を果たすとともに、地域住民から理解が得られる取組を進めること。

2　地域住民へのフィードバック
一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理により、一般廃棄物の処理状況が全体的な処理量の中で目立ちにくくなることが懸念されるため、住民による廃棄物の発生抑制や分別徹底等の行動変容に資する処理情報の開示を行うこと。

3　一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理する資源循環上のメリット
一般廃棄物と産業廃棄物の双方を受入れ、一体的に処理することに伴う廃棄物減量、リサイクル率向上、資源循環率向上等、経営上の理由以外のメリットを明らかにすること。

4　施設規模

CCU を導入した場合に自立運転可能な発電能力を確保できる施設規模に関して、本事業のエネルギー回収施設の平均処理計画量が CCU を伴う自立運転が可能な処理規模かどうかについて疑義がある。CCU を導入した場合や災害廃棄物処理を行う場合の施設規模に関する記述が定性的かつ抽象的であるのに対して、200ｔ／日と定量的に結論付けられている点との整合を図ること。

5　災害対策

災害対策に関して、貯留ピット等が津波被害を受けた場合の流出防止策はどのように講じるのか、また、津波や高潮を避けるための高所への設置とは、どの程度の高さを想定しているのか、いずれも明らかにすること。

6　事業の実施場所の表示

対象地と周辺の施設（住居、療養施設、病院、学校等）について、位置と距離が判別できる形で図示すること。

7　排気筒の高さ

エネルギー回収施設の排気筒の高さを 50ｍとして計画していることについて、和泉エネルギープラザにおける環境影響の予測結果を根拠に掲げているが、立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等の違いを正しく踏まえ、住民の便益が損なわれることなく十分な理解が得られるよう適切な根拠を示すこと。

なお、調査対象地域を修正する必要が生じる場合があることにも留意すること。

8　排ガス濃度

エネルギー回収施設の排ガス濃度について、単に排出基準を満たすことを前提とせず、施設が持つ汚染物質の除去性能は十分に高度であり最先端と言えるのか、事業者自身によるベスト追求型の目標を含めて明らかにすること。

9　生物多様性保全

大阪湾岸地域では「大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟や湿地を取り戻すための共同宣言」が発せられており、大阪府及び岸和田市は生物多様性地域戦略を策定していることを鑑み、ネイチャーポジティブの観点で陸域生態系及び海域生態系についても環境影響評価の対象とし、緑化や自然生態系に対する取組を明らかにすること。また、水域へのミティゲーションについても言及すること。

10　車両の運行計画

産業廃棄物運搬車両は高速道路を運行する計画となっているところ、自社のものでない

車両を現実的にどのような手段でもって管理・把握するのか、また、高速道路が利用できない状況下ではどのように運行するのか明らかすること。

11　大気汚染防止対策たる産業廃棄物の搬入段階における性状安定化

安定的な排ガス濃度を確保するため、出口側の排ガス処理だけではなく、搬入される産業廃棄物の性状の安定化をどのように図るのかを明らかにすること。

12　環境保全対策の定量評価

「解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用」や「再生利用が容易な資材を用いる」といった廃棄物対策の効果について、どのような予測手法を想定しているか、また、上限値のない廃棄物発生量や温室効果ガス排出量について、どのような手法をもって削減効果が十分であるかどうかを判断するのか、環境保全対策全般における予測手法と判断の方法について具体的に明らかにすること。

13　余剰電力の活用

発電した電力の余剰分が既存のエネルギー需要に対して供給されることで温室効果ガス削減の効果が得られることから、既存のエネルギー需要に対する供給を代替する余剰電力の使途等の計画及び評価方法を明らかにすること。

14　ダイオキシン類の調査

旧クリーンセンターの供用によって発生していた可能性があるダイオキシン類について、周辺裸地等の土壌の汚染状況の確認を行うこと。

15　焼却処理後の残渣

一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理により、焼却処理後の残渣を遠方の産業廃棄物処理施設へ運搬のうえ処分しなければならなくなることについて、環境保全対策を明らかにすること。

16　アスベスト調査

現行施設の解体前に大気汚染防止法に基づくアスベストの事前調査について実施する時期等を明らかにすること。

17　施設基準

一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理を行う本事業においては、主な技術上の基準が一般廃棄物と産業廃棄物双方の施設基準を満たすことが分かるよう表現を工夫すること。

18　岸和田市地球温暖化対策実行計画

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、岸和田市はゼロカーボンシティ宣言を表明していることから、このことについて追記すること。

19　煙突排出ガスの影響予測方法

煙突排出ガス中のダイオキシン類を含むすべての物質の予測評価について、窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）に基づく拡散モデルを用いることが妥当であることを他の手段を含めて検討すること。

20　影響予測における前提条件の設定

数値計算による影響予測は、設定する条件により結果が左右されることから、現実の状況に即した妥当性のある条件を設定のうえ行うこと。

21　温室効果ガスの評価対象範囲

昨今の電力会社は温室効果ガス排出量をScope3基準まで開示するのが標準となりつつあることから、同様にScope3基準の温室効果ガス排出量の計上に努めること。また、温室効果ガスについて把握する範囲（システム境界）を文書上で設定のうえ、その考え方を明らかにすること。

22　評価の指針

評価の指針における「地球環境」において、関係市町の地球温暖化対策実行計画に規定する目標の達成と維持に努めることについても明記すること。

以上